

# 受けよう! 特定健診

国保（国民健康保険）に加入している皆さん、年に一度の「特定健診（特定健康診査）」を受けていますか？  
対象者には、5月中旬に青色の封筒で受診券と案内が届きます。健診を受け、今の自分の健康状態と向き合う機会にしましょう。

## 対象

- ・4月1日時点で、国保に加入している40～74歳の人
- ・健診当日に国保の資格がある人
- ※平成26年度に国保の人間ドックや脳ドックを受診した人、または受診予定の人は特定健診を受けられません。
- ※4月2日以降に国保に加入して、受診を希望する人は、国保年金課までご連絡ください。

## 健診内容

- 問診 ■身長・体重・腹囲測定 ■血圧測定 ■尿検査 ■心電図検査 ■血液検査 ■医師による診察
- ※医師が必要と判断した人には、眼底検査をします。

## 持ち物

国民健康保険証、特定健診受診券  
※受診の際、必ず両方持参してください。

## 料金

1000円  
※市民税非課税世帯の人は無料です  
(事前に実施医療機関などに申し出てください)。



特定健診マスコットキャラクター「コーケン君」

健康のために受けよう!

## 特定健診の受け方

①「個別健診」を希望する場合

【とき】5月19日～12月6日

【ところ】富士・富士宮市内の指定医療機関

【申込方法】直接、受診する医療機関にお問い合わせください。

※詳しくは、5月中旬に届く案内をごらんください。

②「集団健診」を希望する場合

【とき】6～11月

【ところ】各地区まちづくりセンターなど

【申込方法】5月中旬に届く案内に記載されている申込専用電話で予約してください（先着順）。



★電話（0120(31)3336）やはがきなどで特定健診受診の案内をしています

特定健診を受けていない人を対象に行います。既に受診・予約をしている場合は行き違いですので、ご了承ください。

★後期高齢者医療保険に加入している人へ

5月下旬にピンク色の封筒で後期高齢者医療制度による健康診査の受診券と案内が届きます（受診期間は6月1日～12月6日）。

★国保以外の人へ

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務づけられています。受診を希望する人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

【問い合わせ】国保年金課 FAX(51)2521

特定健診などについて

☎(55)2751

後期高齢者医療制度による健康診査について

☎(55)2754

過去10年以内の免除・未納期間の納付ができます

## 後の安心 年金確保・増額のチャンス!

国民年金保険料は、「追納」「後納」をすることで、将来受け取る年金額をふやしたり、年金受給資格を得たりすることができます。

「追納」も「後納」も、過去10年以内の免除・猶予期間及び未納期間にさかのぼり、古い国民年金保険料から順番に、または一括で納めることができます。

【追納の対象になる期間】

申請により国民年金保険料が免除・猶予（若年者納付猶予制度・学生納付特例制度）されている期間

※一部免除（4分の1・半額・4分の3免除）期間は、納付をした期間のみ対象。

【後納の対象になる期間】

免除・猶予されていない状態で、納付期限から2年が経過した国民年金保険料の未納期間  
※後納は平成27年9月まで利用できます。

注意!!

・平成23年度以前の保険料を納付する場合は、当時の金額に一定の金額が加算されます。  
・既に基礎年金を受け取っている人は対象外です。

追納・後納の申し込み

富士市役所 国保年金課国民年金担当

☎(55)2755 FAX(51)2521

日本年金機構富士年金事務所 国民年金担当

☎(61)1611 <http://www.nenkin.go.jp>

